

スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金交付要領

制 定 令和 4 (2022) 年 4 月 1 日 農政第 70 号

(趣旨)

第 1 条 県の交付するスマート農業とちぎ人材育成事業費補助金(以下「補助金」という。)については、スマート農業とちぎ人材育成事業実施要綱(令和 4 (2022) 年 4 月 1 日付け農政第 69 号。以下「実施要綱」という。)及び栃木県補助金等交付規則(昭和 36 年栃木県規則 33 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第 2 条 補助金の名称、実施要綱に基づいて行う交付の目的、事業に要する経費、事業区分、その補助率及び交付の相手方は、次の表に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金等交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金	スマート農業の普及拡大を図るため、研修会の開催等を支援することにより、スマート農業の効果的な活用方法等を周囲に助言できる、地域の核となる人材を育成する。	実施要綱に基づき行う事業に要する経費	1 / 2 以下	実施要綱第 2 に規定する者

(交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付を受けようとする者が、規則第 4 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金	スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第 1	2	1 事業実施計画書 2 収支予算書	実施要綱様式 2 別記様式第 1 号	2	所管農業振興事務所長又は知事が別に定める日

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明

らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、所管農業振興事務所の長又は知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、所管農業振興事務所の長又は知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに所管農業振興事務所の長又は知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1項における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費の30パーセントを超える経費の増減
- (3) 県補助金の増
- (4) 事業内容の変更

(変更の承認)

第6条 第4条第1項の規定に基づく所管農業振興事務所の長又は知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して正副2部を所管農業振興事務所の長又は知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。ただし、実施する内容により、所管農業振興事務所の長又は知事が不要と判断した場合、これを省略できる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金	スマート農業とちぎ人材育成事業状況報告書	規則の別記様式第2	2	事業状況報告書	別記様式第3号	2	所管農業振興事務所長又は知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金	スマート農業とちぎ人材育成事業実績報告書	規則の別記様式第2	2	1 事業実施実績書	別記様式第4号	2	所管農業振興事務所長又は知事が別に定める日
				2 収支精算書	別記様式第1号		

- 第3条第2項のただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 第3条第2項のただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに所管農業振興事務所の長又は知事宛てに報告するとともに、所管農業振興事務所の長又は知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金	スマート農業とちぎ人材育成事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	2	1 交付決定（又は額の確定）通知書の写し 2 検査結果の通知書の写し	2	所管農業振興事務所長又は知事が別に定める日

(帳簿の備付等)

第10条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則（令和4（2022）年4月1日農政第70号）

この要領は、令和4（2022）年度分の補助金から適用する。